



報道機関 各位

記者発表資料

令和2年12月28日(月)

問い合わせ先：消費生活総合センター

所長：塚越

担当：松本

電話：048-643-2239

「若者被害特別相談」を実施します  
 ～若者の消費者トラブルの解決を支援します～

さいたま市内3ヶ所にある消費生活センターでは、「関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン」の一環として「若者被害特別相談」を実施します。

## 1. 目的

若者の消費者被害の救済と未然防止、トラブル対応に関する情報提供などを目的に、関東甲信越ブロック1都9県6政令指定都市及び国民生活センターと共同して実施します。本キャンペーンの一環として、キャンペーンキャラクター「カモかも」を使用したリーフレットを市内市立中学校に配布するとともに、「若者被害特別相談」を実施します。

## 2. 日程

令和3年1月14日(木)、15日(金)、16日(土)

※この期間以外にも随時ご相談をお受けしております。

## 3. 対象者

市内在住の29歳以下の方

## 4. さいたま市消費生活相談窓口

センター名	曜日・時間	連絡先	住所
消費生活総合センター	相談受付/月曜～土曜日 9時～16時30分まで (祝休日、年末年始除く)	TEL 048-645-3421 FAX 048-643-2247	大宮区錦町682-2 JACK大宮6階
浦和消費生活センター		TEL 048-871-0164 FAX 048-883-4893	浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階
岩槻消費生活センター	相談受付/月曜～金曜日 9時～12時 13時～16時30分 (祝休日、年末年始除く)	TEL 048-749-6191 FAX 048-749-6193	岩槻区本町3-2-5 岩槻区役所内 ワッツ東館3階
日曜日の電話相談	9時～16時	TEL 048-645-3421 FAX 048-643-2247	—

## 5. 関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン参加機関

東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県・栃木県・群馬県・新潟県・山梨県・長野県・  
 さいたま市・千葉市・横浜市・川崎市・相模原市・新潟市・独立行政法人国民生活センター